

浜松市告示第305号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、
次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年5月29日から2週間浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

浜松市長 中野 祐介

道路の種別	路線名	区間	延長	上下線の別
県道	浜松環状線	浜松市中央区中郡町 200 番 3 浜松市中央区中郡町 153 番地内	331.9m	上下線